

指定管理者管理運営状況評価

評価対象施設	大宮第二・第三公園
指定管理者	埼玉県公園緑地協会・埼玉県造園業協会グループ
評価対象年度	平成27年度
施設所管課所	大宮公園事務所

評価項目	細項目	評価	コメント
利用者の平等な都市公園の利用の確保	平等利用の確保	A	・承認した公園施設の供用日・供用時間のとおり実施した。 ・受付窓口等に掲示し、ホームページにも案内した。
	利用料金の適切・公平な徴収	A	・承認した利用料金のとおり徴収し、複数の者が利用日報と口座への入金額が一致していることを確認した。 ・承認した納期期限内に徴収した。
	苦情・要望等への適切な対応	A	・苦情・要望等は迅速かつ誠実に対応し、県への報告も速やかに行った。 ・公園利用者へアンケートなどを行いニーズを把握し、運営管理へ効果的に反映した。
関係する法令等を遵守した適正な都市公園の運営	法令等の遵守	A	・禁止行為、迷惑行為、危険行為に対して指導を実施し、適切な表示等により注意喚起を実施した。 ・公表している審査(許可)基準に則り統一した許可を行った。
	適切な各種手続き	A	・基本協定書に基づき、利用状況、収入支出状況など必要な報告を毎月行った。 ・公園管理マニュアルに基づき各種手続きを適正に行った。
都市公園の設置目的を効果的に達成した効率的運営	事業の実施	A	・グループが有する緑の育成・管理技術を生かした緑の健全な管理を進め、利用者満足度の向上に努めた。 ・公園の特性を生かした催しを新たに企画開催し、公園の更なる賑わい作り、利用者拡大に努めた。
	安全性の確保	A	・日々の巡回点検や法定点検を適切に実施し、不具合箇所の把握に努め、早急な修繕等を行った。
	防災等適切な管理の履行	A	・マニュアルを全職員に周知し、防災訓練、消防訓練を実施した。 ・大雨洪水警報発令時は、職員による公園施設の安全確認を実施し、芝川の増水による越流に備え、防災意識を高めた。
指定管理業務を行う経営基盤	収支の適正な管理	A	・指定管理業務の収支記録及び支出を管理している口座により、明確かつ適正に財務処理を行った。
	事業計画との整合性	A	・協会の定める事業会計区分に基づき適切な会計処理を行い、文書管理は、文書取扱規程に基づき、適切な管理を実施した。 ・利用者の負担軽減と早期の事故処理を図ることから、施設賠償責任保険及び災害補償保険に加入した。
その他	個人情報の適切な管理	A	・一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定する「プライバシーマーク」に基づくマネジメントを実施し、個人情報の適切な取り扱いに努めた。 ・個人情報保護規定やマニュアルを整備し、職員に研修を行った。
	県内中小企業及び環境への配慮	A	・公園の警備・清掃の日常業務は、指名競争入札を実施し、県内中小企業に発注した。 ・修繕や資材調達などは、原則県内中小企業に発注した。
	総合評価	A	当グループが有する緑の育成・管理技術という強みを生かし緑の健全な管理を進めるとともに、公園の機能・特性を十分活かした事業を実施することにより、利用者サービスの向上に努め多くの利用者に喜ばれ、にぎわいのある公園運営管理が適切に行われた。

特記事項	特に評価すべき点	・大宮公園硬式野球場やナックファイブスタジアムなど隣接した施設との利用調整などに努め、快適な公園利用が行えるよう管理運営を実施した。 ・緑のボランティアなど地域社会との協働を実践し、地域に密着した公園管理を行った。
	次年度に向けて改善が望まれる点	特になし